

## 令和8年第1回(3月)町議会定例会提出議案の概要

### ○議案第1号 令和7年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)

[企画財政課]

障がい者自立支援給付等事業費をはじめ、道路施設長寿命化修繕事業に要する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	5,915,874 千円
補正額	77,696 千円
計	5,993,570 千円

#### 【主要事業】

・障がい者自立支援給付等事業費	補正額	13,801千円
・道路施設長寿命化修繕事業費	補正額	8,000千円

### ○議案第2号 令和7年度宇治田原町国民健康保険特別会計補正予算(事業勘定)(第2号)

[健康対策課]

保険給付費の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	1,008,487 千円
補正額	△930 千円
計	1,007,557 千円

### ○議案第3号 令和7年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

[健康対策課]

後期高齢者医療広域連合への納付金の増に伴い補正するもの。

既定額	185,627 千円
補正額	3,665 千円
計	189,292 千円

### ○議案第4号 令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)

[福祉課]

#### [保険事業勘定]

保険給付費の決算見込みなどに伴い補正するもの。

既定額	912,662 千円
補正額	23,245 千円
計	935,907 千円

#### [介護サービス事業勘定]

事業費の決算見込みに伴い補正するもの。

既定額	3,775 千円
補正額	1,234 千円
計	5,009 千円

○議案第 5 号 令和 8 年度宇治田原町一般会計予算

〔企画財政課〕

予算額 6,485,000 千円  
前年度比 14.0% (797,000 千円) 増

○議案第 6 号 令和 8 年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

〔健康対策課〕

予算額 980,495 千円  
前年度比 △2.4% (△23,887 千円) 減

○議案第 7 号 令和 8 年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算

〔健康対策課〕

予算額 195,749 千円  
前年度比 5.5% (10,122 千円) 増

○議案第 8 号 令和 8 年度宇治田原町介護保険特別会計予算

〔福祉課〕

予算額 883,052 千円  
前年度比 0.3% (2,204 千円) 増

○議案第 9 号 令和 8 年度宇治田原町水道事業会計予算

〔上下水道課〕

予算額 578,922 千円  
前年度比 3.0% (16,974 千円) 増

○議案第 10 号 令和 8 年度宇治田原町下水道事業会計予算

〔上下水道課〕

予算額 969,236 千円  
前年度比 4.9% (45,142 千円) 増

○議案第 11 号 宇治田原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて

〔子育て支援課〕

子ども・子育て支援法の一部改正により、市区町村が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定める必要があることから、新たに条例を制定するもの。

○議案第 12 号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

〔総務課〕

本町を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中、まちの未来を切り拓く重要施策を一層強力に推進するため、シティプロモーションやふるさと納税、移住定住施策などを一体的に推進する「まち未来創造課」を新設するなど、組織体制を見直すための関係条例の規定整備を行うもの。

**○議案第 13 号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔総務課〕

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うもの。  
改正内容は、通勤のために自動車等の駐車場を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、1 か月当たり 5,000 円を上限に通勤手当を支給するもの。

**○議案第 14 号 宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔総務課〕

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、職員等の旅費の取扱いについて、国家公務員に準じた見直しを行うため、所要の改正を行うもの。

改正内容は、日当及び食卓料を廃止し、宿泊手当を新設するなど、旅費の種類及び支給内容の改正を行うほか、旅行役務提供者等に対する直接の支払を可能にする規定等を整備するもの。

**○議案第 15 号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔総務課〕

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するもの。

**○議案第 16 号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔福祉課〕

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、令和 7 年度の税制改正において給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに起因し、所得に基づいて設定している介護保険料において保険者が受ける影響を遮断するとともに、当該施行令改正によりみなし課税者となる第 1 号被保険者について独自に保険料を軽減する規定を設けるもの。

**○議案第 17 号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔健康対策課〕

令和 8 年度の税率等を設定するための改正を行うもの。

改正内容は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき令和 8 年度から開始される「子ども・子育て支援金分」の課税額を新設するとともに、医療・後期高齢者支援金・介護納付金の従来分について、京都府から示された標準保険料率を勘案した見直しを行うもの。

**○議案第 18 号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔子育て支援課〕

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を町立保育所において実施するにあたり、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、乳児等通園支援事業に係る利用料等の規定を追加するもの。

**○議案第 19 号 宇治田原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔子育て支援課〕

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、虐待対応の強化に係る児童福祉法等の改正に伴い引用規定の改正を行うもの。

**○議案第 20 号 宇治田原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔子育て支援課〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査等の内容が、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対して実施が義務づけられている健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことを可能とするもの。

**○議案第 21 号 宇治田原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔子育て支援課〕

乳児等通園支援事業及び乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の開始等により所要の改正を行うもの。

主な改正内容は、特定乳児等通園支援の利用定員の設定及び虐待対応強化のため、会議の所掌事務を追加するもの。

**○議案第 22 号 宇治田原町火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定するについて**

〔産業観光課〕

火災に係る注意報が新設されることなどに伴い、火入れの中止の要件について、所要の改正を行うもの。

改正内容は、「異常乾燥注意報」の文言を「乾燥注意報」に改正するとともに、火災に係る注意報が新設されることから、「火災に関する注意報」の文言を追加するもの。

○議案第 23 号 宇治田原町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔学校教育課〕

維孝館中学校体育館の施設使用について、現行の電気使用料金に加え、新たに冷暖房使用料金を徴収するもの。

改正内容は、体育館の使用面を全区画のみとし、1時間あたりの使用料金を電気使用400円、冷暖房使用1,000円とするもの。

○議案第 24 号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔社会教育課〕

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

改正内容は、児童福祉法からの引用規定の改正を行うもの。

○議案第 25 号 令和 7 年度宇治田原町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

〔企画財政課〕

衆議院議員総選挙執行に伴う経費の支出の必要が生じたため、補正予算の専決処分を行い、報告するもの。

既定額	5,905,874 千円
補正額	10,000 千円
計	5,915,874 千円

○議案第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦について

〔税住民課〕

現人権擁護委員の木谷茂和（きたに・しげかず）氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了となることから、その後任として宇佐美哲司（うさみ・てつじ）氏を法務大臣に対して推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるもの。